

2002年9月の情報です。

平成13年度水質汚濁の状況について

IV 今後の取組み

- 河川、湖沼及び海域の水質汚濁の改善を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、生活排水対策として下水道や合併処理浄化槽の整備促進などに取り組んでいる。
特に、県民の水がめである相模湖・津久井湖については、山梨県との連携も図りつつ水質保全に努めている。
- 東京湾については、これまでのCODの総量規制に加えて、平成14年度から新たに窒素、磷の総量規制を導入したことにより、COD、窒素、磷の総量削減により水質の保全に一層努めていく。
- 地下水汚染の未然防止を図るため、市町村と連携して、法・条例に基づく工場・事業場の規制、指導を行うとともに、地下水汚染の改善を図るため、汚染された地下水の浄化対策を指導している。